

教育実習を希望する卒業生の皆さんへ

1 安古市高校の教育実習生の受入れ基準等について

- (1) 安古市高校の卒業生であること。
- (2) 教員採用試験の受験予定者であること。
- (3) 実習生は、原則として大学の最高学年とする。
- (4) 実習期間は、年1回とする。5月下旬から2週間または3週間とし、文化祭にはかからないようにする。
- (5) 原則として、受入れ数は全学級数の2/3を超えないものとするとともに、各教科にあつては当該教科教員数の1/2を超えないものとする。ただし、家庭科、芸術科(音楽・美術・書道)及び情報科は、例外もありうる。
- (6) 各教科の受入れ予定者は、各教科で決定する。

2 教育実習の希望がある場合の手続きについて

1の(1)～(3)の要件を満たし、(4)～(6)を承諾する者は次の手順に従い、本校に連絡すること。

時 期	行 動	連絡先
A. 前年 新学期当初 (4月初旬～5月上旬が望ましい) (通常は大学3年の新学期にあたる)	次年度の教育実習を希望する旨を電話で安古市高校教務部教育実習担当者に連絡する。	本人→高校 (教務担当者)
B. 前年 夏休み中 (通常は大学3年の夏休みにあたる)	原則として来校し、「教育実習希望調書」を記入・提出する。これをもって正式な教育実習希望者として扱う。	本人→高校 (教務担当者)

上記の期間を過ぎた場合でも、希望状況によっては受入れが可能なので、教務部教育実習担当者を通して確認をとること。

3 正式な教育実習希望者となった後の手続き・日程について

- (1) 広島県では県立学校で教育実習を受ける際は、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/64657.pdf>
の「教育実習実施取扱要領」に従い、所定の様式により実施手続きを行なうこととなっているので、本校においてもこれに従う。なお、教育実習受け入れの内諾は、直接大学に通知する。(本人への通知はしない)
- (2) (大学から指示により、)教育実習を受けようとする年の3月中に誓約書へ押印し、4月中に健康診断を受ける。その後、4月第4週から5月第2週までに安古市高校に電話をして、担当する教科の指導教員から教育実習の具体的な内容について指示を受ける。
※ 授業で用いる教材やシラバスを借り受け、あるいは購入して、しっかりと準備をして教育実習に臨むこと。
- (3) はしかについては、原則として「抗体検査結果」を提出すること。
※ 実習開始時期に合わせて早めに検査を受け、対処すること。